



サイバーセキュリティの置き薬

2021年
第3号

政府機関等による注意喚起の実施

～“Emotet”に感染している機器の利用者への注意喚起～

令和3年2月下旬から、警察庁、総務省、一般社団法人 ICT-ISAC 及び ISP が連携して、マルウェア Emotet（エモテット）に感染している機器の利用者に対する注意喚起を行う取り組みが開始されています。

※ ISP = インターネットサービスプロバイダ

◆ 取組の概要

海外の捜査当局から、国内の Emotet に感染している機器に関する情報提供がありました。2月下旬より、総務省が設置している NOTICE 及び ISP において、当該情報に記載されている機器の利用者を特定し、注意喚起が行われています。

【参考サイト】 警察庁「マルウェアに感染している機器の利用者に対する注意喚起の実施について」

<https://www.npa.go.jp/cyber/policy/mw-attention.html>

◆ 注意喚起の連絡を受けたら

- 感染確認ツール「EmoCheck」を活用して、感染の有無を確認してください。

◆ 感染が確認されたら、被害拡大の防止措置をお願いします。

- 主な被害拡大の防止措置
 - － 感染端末のネットワークからの隔離
 - － 感染端末で利用していた ID・パスワードの変更
 - － 組織内の全端末についてウイルス対策ソフトによるスキャン
 - － 感染端末の初期化

【参考サイト】 JPCERT/CC「マルウェア Emotet への対応 FAQ」

<https://blogs.jpccert.or.jp/ja/2019/12/emotetfaq.htm>



この取組において、ISP やサポートセンターが ID・パスワード等の入力を求めたり、料金を請求したりすることはありません。

注意喚起に乗じたメール等による犯罪被害に遭わないよう、ご注意ください！

【注意喚起を受けた場合の問合せ先】

NOTICE サポートセンター

TEL : 0120-769-318（無料・固定電話のみ）、03-4346-3318（有料）

<https://notice.go.jp/Emotet>（Emotet 注意喚起に関する問合せ窓口ページ）